

装管原第83号
27.10.1
一部改正 装管原第11805号
29.9.1
一部改正 装管原第3540号
令和元年7月10日
一部改正 装管原第7536号
令和元年10月8日
一部改正 装管原第3206号
令和2年3月6日
一部改正 装管原第5835号
令和5年3月31日
一部改正 装管原第16493号
令和5年9月22日

大臣官房長
防衛省本省の施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

防衛装備庁長官
(公印省略)

調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用の
ための細部事項について (通知)

標記について、調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用について (防経装第8927号。25.6.26) 第26項第4号の規定に基づき、別添のとおり定めたので通知する。

添付資料：調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用の
ための細部事項

調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用のための細部事項

1 目的

この細部事項は、調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用について（防経装第8927号。25.6.26。以下「通達」という。）第26項第4号の規定に基づく細部事項を定めることにより、予定価格の算定及びその取扱い等について統一的な処理を行うことを目的とする。

2 用語の意義

この通知における用語の意義は、通達に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 企業間取引価格 契約相手方（契約予定相手方を含む。第13項及び第14項において同じ。）とその下請企業が、当該下請企業の請負部分が明確な取引において合意した価格をいう。
- (2) コスト変動調整率 調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号。以下「算定基準訓令」という。）第70条第2項に規定するコスト変動調整率をいう。
- (3) コスト変動調整分 総原価にコスト変動調整率を乗じた金額をいう。
- (4) 確定計算価格等 代金の確定又は精算等に関する特約条項を付した契約の、代金の確定又は精算等のために計算する価格をいう。
- (5) 一般確定契約 防衛装備庁における契約事務に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第34号）第25条第1項に規定する一般確定契約をいう。
- (6) 大臣官房長等 大臣官房長、防衛省本省の施設等機関の長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監及び地方防衛局長をいう。
- (7) 情報システム 情報システムについて適切な価格水準で調達を行うための措置について（防装庁（事）第167号。令和元年9月30日）第2項第2号に定める情報システムをいう。
- (8) 原価監査付契約 契約担当官等が行う原価監査によって、契約金額の代金又は超過利益を契約締結の事後に確定することとしている契約又はこれと同種の契約をいう。ただし、暫定的な経费率適用に係る代金の確定に関する特約条項を付した契約を除く。）
- (9) 共同履行管理型インセンティブ契約 中央調達における共同履行管理型インセンティブ契約制度の試行について（装管調第2220号。令和元年6月25日。以下「実施要領」という。）別紙の第2項第1号に規定する共同履行管理型インセンティブ契約をいう。
- (10) コストデータバンク コストデータの蓄積を担う資料等の保管機能を有するシステムをいう。

3 予定価格の意義

- (1) 支出原因契約に関して作成される予定価格は、容認する契約金額の上限額となると同時に、仕様書等に基づき計算した適正な価格として入札価格を評価する基準となる意義を有している。また、上限としての予定価格が

開示されないことにより、競争入札における入札回数の制限や随意契約における商議とあいまって、経済的な契約の実現に寄与する機能を果たしている。したがって、契約担当官等は、競争入札においては郵送による入札や電子入札の手法を活用して他の競争参加者の存否又は数を入札者に知らしめない等の工夫を行うことにより、随意契約においては商議の際に予定価格算定時の計算結果に照らして入札価格の計算項目及び計算要素を精査すること等により、予定価格の有する経済的な契約の実現に資する機能を最大限活用することが期待される。

- (2) 予定価格の算定については、例えば、一般確定契約を締結した場合には、契約締結後の企業の効率化努力等によって利益を増大させることも可能であることから、契約履行中における企業の効率化努力等について、買い手として期待し、努力目標の要素として加味する余地がある。他方、原価監査は、契約相手方が契約の履行に際し、実際に発生した原価や費用を事後的に評価するものであり、それに対して更なる効率化努力を求めることは、契約相手方の得べかりし利益を損ない、過大請求等の不正行為を誘発するおそれがある。通達第3項の趣旨は、このような理解の下、契約の効率的な履行に係る国の期待又は努力目標の要素を盛り込み得る予定価格算定の方法を、既発生の原価又は費用を評価する原価監査に準用することを戒めるものである。

4 調達価格の実績に係る情報の共有

大臣官房長等は、装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第4号）第4条に規定する調達実施の特例の調達を行った場合には、当該調達にかかる品目、数量、金額等の概要を速やかに防衛装備庁長官に通知するものとする。

5 予定価格の保全

次のアからトまでに掲げる数値及び数式は、競争参加者による予定価格の推定を容易にするおそれがあることから、取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（防防調第4608号。19.4.27）第1章第1第2項に規定する「部内限り」又は「注意」として取り扱うものとする。

ア 計算価格

イ 計算価格を構成する各計算項目及び各計算要素に係る計算値

ウ 予定価格（公共調達の適正化を図るための措置について（装管調第107号。27.10.1）にいう公表の対象となる契約に該当し、公表の内容として公表される予定価格は除く。）

エ 予定価格を構成する各計算項目及び各計算要素に係る計算値

オ 手数料率

カ 計算価格の計算に用いる直接材料の消費量

キ 計算価格の計算に用いる直接材料の単位当たり消費価格

ク 計算価格の計算に用いる賃率、工賃率、機械作業賃率、作業量賃率及び単位賃率

ケ 計算価格の計算に用いる工数

コ 計算価格の計算に用いる工数の計算に用いる習熟率及び習熟曲線

- サ 計算価格の計算に用いる製造間接費率、共通経費率、機械作業製造間接費率、作業量製造間接費率及び単位製造間接費率
- シ 計算価格の計算に用いる加工費率
- ス 計算価格の計算に用いる仕損率
- セ 計算価格の計算に用いる一般管理及び販売費率
- ソ 計算価格の計算に用いる利子率
- タ 計算価格の計算に用いる利益率
- チ 計算価格の計算に用いる報奨の額
- ツ 上記シの対前年度変化値に乗ずる反映率
- テ 契約価格比
- ト 利益率の算定基準に係る採点基準、配点及び算定方法

6 工数の計算

- (1) 工数の計算に当たっては、把握することができる最小の作業を対象とすることを基本とする。
- (2) 作業の内容が変更された場合における当該作業に係る工数は、当該作業の変更が法令等に基づく義務を履行するためのものである場合又は装備品等に係る機能若しくは信頼性の向上（仕様書の変更によるものを含む。）その他当該契約に関して防衛省が受ける財又はサービスに相応の改善をもたらす場合を除き、当該変更前の直近の前例契約の工数に従前の習熟率を適用した工数の範囲内で計算するものとする。
- (3) 前号に規定する場合のほか、変更された作業を含む工程に係る工数について、当該変更前の習熟曲線に基づく習熟率を適用してはならない。

7 ソフトウェアに係る製造原価の計算

ソフトウェア（ソフトウェアの開発を主たる目的としない契約の履行の一環として開発されるものであって、防衛装備庁調達管理部原価管理官（以下「原価管理官」という。）が定めるものを除く。）に係る製造原価については、ステップ数（ソースコードの行数）を基礎として計算した場合、冗長なプロセスを記述することで容易に開発工数を積み増すことができることから、当該手法は用いないものとし、原則として、仕様書に基づきソフトウェアが備えるべき機能数、複雑度等を数値化したファンクション・ポイント値にシステム特性を加味する方法（ファンクション・ポイント法）により計算するものとする。

8 情報システムの価格計算

- (1) 情報システムに係る予定価格については、業務内容に応じた技術者料金を適用することとし、原則として、算定基準訓令第5条から第7条までに規定する標準資料として認められる取引の実例価格として一般に公表されている技術者料金（以下「実例技術者料金」という。）及びこれに対応する複数の会社見積り（下請負の活用状況を踏まえたものに限る。）の値を比較・検討して算定するものとする。
- (2) 情報システムの契約の内容により、防衛省が要求する情報セキュリティに関する基準、秘密保全対策に関するガイドライン等を満足するため又は防衛省が実施する監督検査、情報セキュリティ監査、保全施設若しくは保

全記録の監査等に対応するために要する費用が実例技術者料金を超えて発生すると認められる場合には、これに対応する値を別途計算することができるものとし、その計算方法については、原価管理官と協議するものとする。

- (3) 実例技術者料金が前提とする標準的な技術者の知見のみによっては契約を履行できず、特定の事業者が有する特別な設備、技術資料等を背景とする必要があると認める合理的な理由があり、契約担当官等が算定した当該事業者に係る経費率の値を適用する場合については、その理由の妥当性について、原価管理官と協議するものとする。
- (4) 契約担当官等が算定した当該事業者に係る経費率の値がある場合、第1号及び第2号により計算された値については、原則として、当該経費率の値を超えない範囲とする。
- (5) 第1号に規定する実例技術者料金の細部事項並びに第2号及び第3号に規定する協議の様式については、原価管理官が別に定める。
- (6) 部隊支援上緊急を要する場合は、第2号及び第3号に規定する協議を行わないことができる。

9 初度費に係る計算

通達第18項第2号に関し、ライセンサーから購入する仕様が確定している外製的な専用治工具等については、その必要性について受注企業の判断の余地は少なく、そのような状況に伴い発生する専用治工具等の費用も恒常的とは考えられないことから、次の各号に規定する専用治工具等の費用については、一般管理及び販売費率、利率及び利益率の付加対象としないこととする。

なお、初度費に係る計算の細部事項については、通達及びこの通知に定めるもののほか、原価管理官が定める。

- (1) ライセンサーの指定により取得する専用治工具等の費用
- (2) 前号に規定するもののほか専用治工具等の費用で、一般管理及び販売費率、利率及び利益率の付加対象としないことが適当と判断される専用治工具等の費用

10 選定された協力企業の分担部位に係る計算の特例

- (1) 防衛省による機種又は調達の手続（以下「機種等選定」という。）において開発又は生産を分担させる同業態の複数事業者を選定した装備品等に係る製造請負契約について経費率を使用して計算価格を算定する場合であって、機種等選定において主契約企業又は主担当企業とされた事業者（以下「主契約者」という。）が、当該複数の事業者について想定される共同による受注体制を構築せず、又は維持することなく、機種等選定に基づき協力企業が分担する構成部位（当該分担の変更の結果分担することとなった構成部位を含む。以下「分担部位」という。）を調達して契約を履行しようとするときは、当該共同による受注体制が存在するものとみなし、主契約者が当該製造請負契約を履行する一環として協力企業とされた事業者から調達する物品又は役務に係る対価のうち分担部位に係る部分については、主契約者に係る一般管理及び販売費率、利率及び利益率の付加対象としないものとする。

- (2) 前号に規定するもののほか、機種等選定において複数事業者が選定された場合における計算の特例については、原価管理官が別に定める。

1 1 報奨の額の算定基準

- (1) 訓令第64条における利益の計算式中の報奨の額は、契約の種類、契約方式及び契約方法を考慮し、原則として、次の場合に算定するものとする。
- ア 原契約においては、随意契約のみとする。ただし、随意契約以外であつて、公平な競争を阻害することがない場合についてはこの限りでない。
- イ 要原価監査契約又はこれと同種の契約の代金確定又は精算等を行う際においては、すべての契約方式とする。
- (2) インセンティブ料及び作業効率化促進料は、報奨の額に準じた扱いをするものとする。ただし、計算価格の計算において、報奨の額、インセンティブ料及び作業効率化促進料は、それぞれを明確に区別しなければならない。

1 2 経費率の調整の基準等に係る承認申請

算定基準訓令第70条に基づく防衛大臣の承認に係る申請に当たつての留意事項については、通達及びこの通知に定めるもののほか、別に定める。

1 3 企業間取引価格の採用における原則

- (1) 契約担当官等は、予定価格の算定において、契約相手方が提出する見積資料等に、企業間取引価格が示された場合、価格決定経緯について確認し、防衛生産・技術基盤の維持・強化のための防衛事業における適正な利益の確保に係る措置について(防装庁(事)第649号。令和4年12月23日)第6項第2号の規定に基づき、原則として、企業間取引価格を採用するものとする。
- なお、企業間取引価格が予定価格算定時点で存在しない場合は、見積価格等に必要な調整を加えることができるものとする。
- (2) 契約担当官等は、企業間取引価格を採用することに疑義があるものについては、その解消に努めるものとし、解消されない場合においては、装備政策課及び原価管理官と協議し、価格の妥当性及び合理性に著しく欠けると判断した場合には、見積価格等に必要な調整を加えることができるものとする。

1 4 コスト変動調整率の適用における原則

- (1) コスト変動調整率は総原価のみに適用されるものであるため、契約担当官等は、コスト変動調整率を利子及び利益に適用しないものとする。また、コスト変動調整分に対しては、利子率及び利益率を適用しないものとする。
- (2) 原価監査付契約等におけるコスト変動調整率の適用については、以下のとおりとする。
- ア 代金の確定又は精算等においては、コスト変動調整率を適用しない。
- イ 当初契約の予定価格算定時の計算価格におけるコスト変動調整分については、原価監査の対象外とし、当初に計算したコスト変動調整分の金額と同額を確定計算価格等を含めて計算するものとする。ただし、変更契約によりコスト変動調整分の増額又は減額が生じた場合には、それを

加味して計算するものとする。この際、合計額が契約金額に達しない場合は、当該合計額をもって確定計算価格等とする。

なお、中途確定条項付契約の代金の確定時においても同様の処置とし、予想額にはコスト変動調整率を適用しない。

ウ 本号イの規定にかかわらず、代金の確定又は精算等において金額の上限が設定されていない契約については、実績額をもって確定計算価格等とするものとする。

(3) 特定費目を含む契約におけるコスト変動調整率の適用については、以下のとおりとする。

ア 要確定費目金額表の金額にはコスト変動調整分を含まないものとする。

イ 代金の確定又は精算等においては、コスト変動調整率を適用しない。

(4) 共同履行管理型インセンティブ契約におけるコスト変動調整率の適用については、以下のとおりとする。

ア 代金の確定においては、コスト変動調整率を適用しない。

イ 当初契約の予定価格算定時の計算価格におけるコスト変動調整分については、当初に計算したコスト変動調整分の金額と同額を確定計算価格等に含めて計算するものとする。ただし、変更契約によりコスト変動調整分の増額又は減額が生じた場合には、それを加味して計算するものとする。この際、合計額が上限金額に達しない場合、当該合計額をもって確定計算価格等とする。

ウ 細部については、実施要領をはじめとした関連規則によるものとする。

(5) 変更契約におけるコスト変動調整率の適用については、以下のとおりとする。

ア 契約担当官等は、仕様変更等により当初契約時に含まれていなかった作業を追加するなど、履行内容が新たに追加される変更契約の増額分の計算については、変更契約時の年度において改めて設定された残りの履行年限に応じたコスト変動調整率を適用するものとする。

イ その他の変更契約（暫定的な経費率適用に係る代金の確定に関する特約条項に基づく代金の確定を含む。）における増減額の計算に当たっては、算定基準訓令第10条第3項に基づき、原則として変更前の契約の計算価格の計算において適用したコスト変動調整率を用いて計算するものとする。

(6) 報奨の額の計算におけるコスト変動調整率の適用については、以下のとおりとする。

ア コスト変動調整率を踏まえた報奨の額の計算は、次のとおりとする。

(ア) 契約の際に報奨の額を算定する場合は、本件計算価格にコスト変動調整分を含む。

(イ) 原価監査付契約等において代金の確定又は精算等を行う際に報奨の額を算定する場合は、代金の確定又は精算等時における確定計算価格等にはコスト変動調整分を含む。

イ 原価監査付契約等の代金の確定又は精算等時に減額となった場合、その80%は報奨の額として契約相手方に付与されることとなることから、コスト変動調整率を踏まえた計算式は以下のとおり。

(契約金額－確定計算価格等(コスト変動調整分を含む))×80%

1 5 コストデータバンクの活用

契約担当官等は、資料調査や原価調査などによって得た情報をコストデータバンク等に保存し、予定価格の算定に活用するものとする。

1 6 調達実施機関相互間の連絡調整

防衛装備庁長官は、予定価格の算定及びその取扱い等について統一的な処理を行うことを目的として、調達実施機関相互間の連絡調整をはかるものとする。